
平成 27 年第 1 回玖珠町議会定例会会議録(第 5 号)

平成27年 3 月18日 (水)

1. 議事日程第 5 号

平成27年 3 月18日 (水) 午前10時開議

- 第 1 日程変更について (議会運営委員長報告)
 - 第 2 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 第 3 委員会の閉会中の継続審査について (議案第14号)
 - 第 4 討論
 - 第 5 採決
 - 第 6 議員派遣について
 - 第 7 委員会の継続審査の付託について
 - 第 8 議員発議
 - ・ 玖珠町議会委員会条例の一部改正 (案) について
 - ・ 玖珠町議会会議規則の一部改正 (案) について
 - ・ 玖珠町議会傍聴規則の一部改正 (案) について
 - ・ 玖珠町議会運営委員会規程の一部改正 (案) について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 日程変更について (議会運営委員長報告)
- 日程第 2 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続審査について (議案第14号)
- 日程第 4 討論
- 日程第 5 採決
- 日程第 6 議員派遣について
- 日程第 7 委員会の継続審査の付託について
- 日程第 8 議員発議
 - ・ 玖珠町議会委員会条例の一部改正 (案) について
 - ・ 玖珠町議会会議規則の一部改正 (案) について

- ・ 玖珠町議会傍聴規則の一部改正（案）について
- ・ 玖珠町議会運営委員会規程の一部改正（案）について

出席議員（16名）

1 番	宿 利 忠 明	2 番	大 谷 徹 子
3 番	石 井 龍 文	4 番	廣 澤 俊 幸
5 番	中 川 英 則	6 番	尾 方 嗣 男
7 番	菅 原 一	8 番	河 野 博 文
9 番	秦 時 雄	10 番	松 本 義 臣
11 番	清 藤 一 憲	12 番	宿 利 俊 行
13 番	藤 本 勝 美	14 番	片 山 博 雅
15 番	繁 田 弘 司	16 番	高 田 修 治

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	帆 足 浩 一	議 事 係 長	小 野 英 一
---------	---------	---------	---------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	河 島 公 司
まちづくり 推 進 課 長	穴 本 芳 雄	環境防災課長兼 基地対策室長	藤 林 民 也
税 務 課 長	石 井 信 彦	福祉保健課長	江 藤 幸 徳
住 民 課 長	衛 藤 善 生	建設水道課長	平 井 正 之
農林業振興課長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 木 良 政	商工観光振興 課 長	村 木 賢 二
会計管理者兼 会 計 課 長	本 松 豊 美	人権同和啓発 センター所長	山 本 五十六
教育総務課長	長 尾 孝 宏	学校教育課長	米 田 伸 一
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	湯 浅 詩 朗	行 政 係 長	秋 吉 正 彦

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、本日は議会事務局より写真撮影の申し込みがありましたので、これを許可しております。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 日程変更について

○議 長（高田修治君） 日程第1、日程変更について議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長松本義臣君。

○議会運営委員長（松本義臣君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会委員長より、当委員会に付託された議案第14号について、閉会中の継続審査の申し入れが議長宛てに提出されました。本日9時30分より議会運営委員会を開催し、議案第14号、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例の一部改正についての取り扱いを協議し、本日お手元にお配りしております変更日程のとおり日程を追加し、継続審査に対する質疑、討論、採決をすることになりました。

議会運営委員会の協議結果について報告を終わります。

以上であります。

○議 長（高田修治君） ただいま議会運営委員会委員長より、委員会協議の結果について報告がありましたが、お手元にお配りしております日程表のとおり変更することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程については、変更日程表のとおりすることに決定しました。

日程第2 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議 長（高田修治君） 日程第2、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長菅原 一君。

○総務常任委員長（菅原 一君） おはようございます。

総務常任委員会報告を行います。

平成27年第1回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案11件について、3月5日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第2号 辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の一部変更について

本案は、平成24年6月に議決した辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画（平成24年度から平成28年度までの5カ年）の一部を変更するため、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第3号 玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について

本案は、平成22年9月に議決した玖珠町過疎地域自立促進計画（平成22年度から平成27年度までの6カ年）の一部を変更するため、過疎地域自立促進計画特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）伐株山展望休憩舎の管理計画について具体案があるのか。また、採算を考えて受託者はないのでは、展望だけでもよいのではないか。

（答）入会権を持つ地元やコミュニティと事前協議を行っていますが、具体的な管理運営については未定であります。

委員より、伐株山展望休憩舎整備事業について、経常経費として財政の圧迫につながるのではないかと。運営計画をしっかりとつくってからハード整備をしてほしいとの意見がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第7号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を制定するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第8号 玖珠町情報公開条例の一部改正について

本案は、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、関係条例の一部改正を行うものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第9号 玖珠町行政手続条例の一部改正について

本案は、行政手続法の一部改正に伴い、関係条例の一部改正を行うものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第10号 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正及び社会教育指導員の月額報酬の見直しに伴い、関係条例の一部改正を行うものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第11号 玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部改正について

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う改正とあわせて、現在の財政状況に鑑み平成27年4月1日からの1年間、特別職である町長、副町長及び教育長の給料について減額措置を講ずるため、関係条例の一部改正を行うものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第12号 玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について

本案は、人事院規則に準じて55歳以上職員の昇給停止を行い、また、平成26年人事院勧告に沿った給与制度の総合的見直しに伴い、給料表の平均2%引き下げ、地域手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当の改正を行うため、関係条例の一部改正を行うものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第13号 玖珠町有財産条例の一部改正について

本案は、議会の議決を経た契約を変更する場合、当該変更に係る契約金額が変更前の契約金額の1割に相当する額を超えないときは、再度議決を要しないものとするため、関係条例の一部改正を行うものであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 1割の上限金額は設定しないのか。

(答) 通常の契約では変更は余り発生しませんが、特に鳥獣被害防止総合対策交付金事業等で変更があったときは、議会の変更議決まで地元の施工ができないことや、年度末になると資材調達が困難となり、地元の施工の完成が年度内に終了しないことが起こり得るため、1割の範囲内であれば変更させていただきたいです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

10 議案第14号 玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例の一部改正について

本案は、議会の議決を経た契約を変更する場合、当該変更に係る請負金額が変更前の請負金額の1割に相当する額を超えないときは、再度の議決を要しないものとするため、関係条例の一部改正を行うものであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) なぜ条例改正が必要なのか。

(答) 議会の議決を経た契約のうち、契約金額が1割を超えない変更については、工事の進捗がおくれることや、ほとんどの事業が年度末に集中することなどにより、議決を待つ間に工期の調整が困難になり、結果として予算を繰り越すことにつながっています。また、業者によっては資金繰りが厳しいため、早期の支払いを求められるケースが多いため提出するものであります。

(問) 県内でこのような条例を制定している自治体はあるのか。

(答) 県内では、大分市、竹田市、豊後高田市、杵築市が既に実施し、中津市、国東市は工事のみ

実施しています。

（問）上限を設定している自治体はあるのか。

（答）国東市が1,500万円以内の増減に限るとしています。

委員より、提案の理由は理解できるが、大規模な事業になれば変更が億単位になる可能性がある。これでは議会の役割である行政の監視役という機能を果たせるか疑問が残るとの意見がありました。

委員会としては、よりよい方向を探るためさらなる議論が必要であると考え、よって、本案は全会一致で継続審査とすることに決しました。

11 議案第22号 玖珠町消防団条例の一部改正について

本案は、玖珠町消防団員の報酬を改定するため、関係条例の一部改正を行うものであります。

委員より、玖珠は面積も広いのでさらに増額としてもよいのでは、また、出動手当の増額も今後の検討としてもらいたいとの意見がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案11件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議 長（高田修治君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番廣澤俊幸君。

○4 番（廣澤俊幸君） 4 番廣澤です。

議案第3号、執行部の回答で、後ろのほうですが具体的な管理運営について未定であります、こう堂々と言っておるわけですが、確か私の記憶では絵ができたのは去年の今ごろ、4月ぐらいだと思うんです。それで、もう1年たってできないというのはちょっとスピードが欠けているんじゃないかという感じがするんですけれども、遅いじゃないかというような質問とか議論はありませんでしたか、お伺いをいたします。

○議 長（高田修治君） 菅原委員長。

○総務常任委員長（菅原 一君） 今、質問のスピード感を持ってというようなことでありましょうけれども、そういう部分のものは委員会としてはありませんでした。

○議 長（高田修治君） 8 番河野博文君。

○8 番（河野博文君） 8 番河野です。

議案第14号が継続審議となったということでございますが、同じように考えれば議案第13号も同じような継続審議となるような気がするんですけれども、その辺のお話はなかったですか。

○議 長（高田修治君） 菅原委員長。

○総務常任委員長（菅原 一君） 第13号についても、第14号と同じで継続審査にというようなことでの質問であります、第13号については、委員会の中ではそういう継続審査という話はありませんで、要するに財産の取得・処分で予定価格が700万円以上、土地については5,000平方メートルというよう

な部分での第13号でありますけれども、これが第13号の1割の中での議論の中では、これも継続審査にというような話は、中では出ておりません。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 財産条例ということでございますが、この中の答えの中にも鳥獣被害防止総合対策交付金事業等とかありますよね。そうしたときに第14号とはやっぱり関連してくるような気がするんです。だから第14号を継続審査するのなら、第13号についてもやはり継続審査したほうがいいんじゃないかという気がするんですけれども、委員長はどうでしょうか。

○総務常任委員長（菅原 一君） 河野議員からのそういう話ですけれども、委員会の中では先ほど申し上げましたように、そういう部分での話はなかったということです。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） これで総務常任委員会の質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長藤本勝美君。

○産業建設常任委員長（藤本勝美君） 産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成27年第1回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案2件について、3月5日執行部出席のもと全員で審査した結果を報告します。

1 議案第16号 玖珠町道路占用料徴収条例の一部改正について

本案は、大分県道路占用料条例の改正に伴い、電話柱、路上に設ける変圧器、郵便差出箱等の占用料を改定するものです。

委員から質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第20号 急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について

本案は、玖珠町内の急傾斜地崩壊危険箇所の県営対策事業整備促進を図るため改定するものです。

委員から、町の負担がふえることにより、事業の進捗におくれが出ないようにとの意見があり、執行部から、住民の負担軽減を図り危険箇所の整備促進を図るための措置であると説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案2件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（高田修治君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長河野博文君。

○文教民生常任委員長（河野博文君） おはようございます。

文教民生常任委員会報告を行います。

平成27年第1回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案9件について、3月5日執行部出席のもと全員で審査した結果を報告します。

1 議案第4号 玖珠町健康づくり推進条例の制定について

本案は、少子高齢化により町民の健康を取り巻く環境が変化し、健康寿命の延伸に向けて健康づくりの施策を強化するため提出するものであります。

執行部より、行政、住民、地域団体、事業者の協働により健康づくりを推進する意思をあらわし、町民の日に採択された健康づくり推進宣言を実行に移すためのものと説明がありました。

委員より、特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第5号 玖珠町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条件の制定について

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、玖珠町において指定介護予防支援事業に係る基準等を定めるため提出するものであります。

執行部より、これからの介護予防支援事業は、市町村が事業主体となるので、国のマニュアルに沿って条例を定めるものと説明がありました。

委員より、今後の介護予防はどうかと質問がありました。

執行部より、平成27年度はこれまでと同様ですが、平成28年度以降は、これまでのサービスを上限として変更する予定だと説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第6号 玖珠町地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の制定について

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、玖珠町において地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定めるため提出するものであります。

執行部より、玖珠町では平成24年度より地域包括支援センターを玖珠町社会福祉協議会に委託しています。職員は社会福祉士・保健師・ケアマネジャーの資格を有していますが、現在抱える業務量から保健師が足りない状況であり、平成27年度から1名増員し6人体制にしたいと説明がありました。

委員より、待遇はどうかと質問がありました。

執行部より、社会福祉協議会の雇用規準で採用していますと説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第17号 玖珠町介護保険条例の一部改正について

本案は、介護保険法第117条及び玖珠町介護保険事業計画に基づき、新たな介護保険料を定めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期を延期するために、一部を改正するため提出するものであります。

執行部より、平成27年度から3カ年、第6期介護保険事業計画に基づいて、介護保険事業を運営するようになります。

そこで、本年度開催した5回の介護保険事業計画策定委員会（26名）で、多くの貴重な意見をいただきながら、向こう3年間の経費を見積もり、第1号被保険者の基準月額を現在の5,450円から5,950円にするものと説明がありました。

委員より、上げ幅が大きいところがあるが、どうなるのかと質問がありました。

執行部より、負担区分が現在の6段階から9段階と緩やかになります。所得の低い方は、これまでの負担割合もしくはそれ以下となり、所得の高い方については一部でこれまで以下となりますが、所得に応じて段階的に高くなりますと説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第18号 玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を一部改正するため提出するものであります。

執行部より、施設の利用登録定員を現在の25人から29人と改めるなどでありますと説明がありました。

委員より、特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第19号 玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を一部改正するため提出するものであります。

執行部より、議案第18号と内容については同じでありますと説明がありました。

委員より、特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第21号 玖珠町立幼稚園の授業料徴収条例の一部改正について

本案は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、同法の規定による保育料を定めるため提出するもの

であります。

執行部より、条文に授業料とあるものを保育料に改めること、国の定めた基準額の範囲内の保育料を別途規則で定めて徴収すること、町独自の施策で保育料を補助することの説明がありました。

委員より、①新年度における町立幼稚園の園児数はどのくらいか。②九重町と比較してどうなのか、と質問がありました。

執行部より、①新年度は町内3園で47人です。②保護者の所得区分によって高い階層と低い階層があり、低所得者の区分においては玖珠町の方が低く設定されていると説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第23号 玖珠町保育の実施に関する条例の廃止について

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、保育の実施に関し保育に欠ける事由の規定が不要となったため提出するものであります。

委員より、特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第24号 玖珠町と豊後高田市との証明書等の交付等に係る事務委託に関する協議について

本案は、玖珠町と豊後高田市との間で協議により規約を定め、証明書等の交付等に係る事務を相互に委託するため提出するものであります。

執行部より、大分県下で進められている、おおいた広域窓口サービスに豊後高田市が参加するため、相互に事務委託の契約をすることになりましたと説明がありました。

委員より、大分県下の委託契約状況はどのようになっているかと質問がありました。

執行部より、日田市と姫島村が参加していませんので未契約でありますと回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案9件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（高田修治君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番 繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 15番 繁田です。

議案質疑ですから疑義を問わなければならないのですが、議長のお許しを得まして、この議案第18号と第19号について、委員会では妥当なものだというふうで全会一致で判断しておりますが、実は私、勉強不足で、この玖珠町の指定地域密着型サービスの事業主体はどこがやっているのかという部分について、それが例えばここに書いています25人から29人と改めるなどということで、現在既に稼働しているものというふうに思いますが、事業主体はどこになっているのかということについて、委員長のほうから教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高田修治君） 委員長、いいですか。

河野委員長。

○文教民生常任委員長（河野博文君） 小規模の施設というふうに聞いております。

以上です。

○議長（高田修治君） いいですか。わかりましたか。小規模の施設。

15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 社会福祉協議会とかじゃなくて、例えば町内のグループホームとかたくさんありますよね。そういったところのことでしょうか。

○議長（高田修治君） 河野委員長。

○文教民生常任委員長（河野博文君） はい、そのとおりです。

○15番（繁田弘司君） はい、わかりました。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） なしと認めます。

これで、文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員会委員長宿利俊行君。

○予算特別委員長（宿利俊行君） 皆さん、おはようございます。

予算特別委員会報告書。

平成27年第1回玖珠町議会定例会において、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案第30号から議案第36号までの7議案について、3月9日、10日の2日間、執行部出席のもと審査した結果を報告します。

予算特別委員会は、議長を除く（議長オブザーバー）全議員をもって審査にあたることから、報告は簡略化します。

1 議案第30号 平成27年度玖珠町一般会計予算について

執行部より、「平成27年度玖珠町一般会計予算」及び「平成27年度玖珠町一般会計予算の概要」について説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ89億9,000万円。前年度比5,000万円増（0.6%）。

（1）財源の構成比率、一般財源60.1%、特定財源39.9%。

（2）自主財源比率、自主財源26.4%、依存財源73.6%。

4ページをお開きください。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第31号 平成27年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

執行部より、平成27年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算及び平成27年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の概要と徴収の現状について説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ 3 億27万2,000円（前年度比15万8,000円減）。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）回収が年々厳しくなるが、県下の状況は。

（答）大分県を通じて不納欠損の状況を聞いたところ、県内の市町村では、不納欠損を行った自治体はないということでありました。また、弁護士にも数回、未回収金のことで相談に伺ったことがありますが、この事業が開始されて40年を経過しておりますので、債権の消滅時効は10年となっていることから、仮に裁判を起こしても難しい状況にあります。引き続き、未償還金の回収に努力をしております。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第32号 平成27年度玖珠町簡易水道特別会計予算について

執行部より、平成27年度玖珠町簡易水道特別会計予算及び平成27年度玖珠町簡易水道特別会計予算の概要について説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ3,787万9,000円（前年度比384万7,000円増）。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）日出生本村簡易水道はどの地域が対象か。水源はどこなのか。

（答）日出生本村地域が対象であります。現在の水源は演習場内にありますが、集落内にボーリングを予定しています。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第33号 平成27年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について

執行部より、平成27年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算及び平成27年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算の概要について説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ27億8,284万7,000円（前年度比 3 億4,837万3,000円増）。

特に質疑はありませんでした。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第34号 平成27年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について

執行部より、平成27年度玖珠町介護保険事業特別会計予算及び平成27年度玖珠町介護保険事業特別会計予算の概要について説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ20億6,525万4,000円（前年度比3,555万4,000円増）。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）将来、中学校統合の跡地を利用して地域の人たちが老後を迎えることができるような施策などの考えはないか。

（答）全国的には学校の跡地などを活用しているところもあります。小さいエリアで地域の人たちがかわり、障がい者の人たちや子供たちを含めてそこに集い、ショートステイやいろいろなサービスが可能な小規模多機能施設（国が推進している）など、町としても今後取り組んでいかなければなら

らないと考えています。

（問）委託料100万円の内容説明を。

（答）社協にお願いし、地域の中で高齢者をどのように支えていくかを検討するための研修や勉強会の経費で、地区コミュニティごとにリーダーを養成し組織をつくっていくものです。

（問）ヘルパーの人員は足りているか。

（答）ヘルパーについては、社協などから派遣されており、現在のところは足りています。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第35号 平成27年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について

執行部より、平成27年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算及び平成27年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要について説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ1億9,711万6,000円（前年度比636万8,000円減）。

特に質疑はありませんでした。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第36号 平成27年度玖珠町水道事業会計予算について

執行部より、平成27年度玖珠町水道事業会計予算及び平成27年度玖珠町水道事業会計予算の概要について説明がありました。

予算総額、歳入1億9,384万6,000円、歳出1億8,442万2,000円。

特に質疑はありませんでした。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案7件の審査結果の報告を終わります。

なお、平成27年度予算審議に当たって、予算特別委員から出されたさまざまな質疑、意見、要望については、これを真摯に受けとめ予算の執行に反映されるよう申し添えます。

以上でございます。

○議 長（高田修治君） 予算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

予算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査について（議案第14号）

○議 長（高田修治君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査について議題とします。

総務常任委員会で審査中の議案第14号、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例の一部改正について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております閉会

中継続審査申出書が提出されております。

継続審査の申し出に対する質疑はありませんか。

(な し)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

継続審査に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議長(高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議長(高田修治君) 以上で、討論を終了します。

これより、本件に対し採決を行います。

お諮りします。

本件は総務常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、本件は継続審査することに決しました。

日程第4 討論

○議長(高田修治君) 日程第4、これより討論を行います。

議案第2号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議長(高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議長(高田修治君) 議案第3号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議長(高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議長(高田修治君) 議案第4号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議長(高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議長(高田修治君) 議案第5号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第 6 号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第 7 号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第 8 号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第 9 号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第10号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第11号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第12号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第13号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第16号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第17号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第18号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第19号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第20号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第21号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第22号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第23号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第24号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第30号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第31号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第32号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第33号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第34号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第35号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第36号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第37号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

日程第5 採決

○議 長（高田修治君） 日程第5、これより採決を行います。

議案第2号、辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の一部変更について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第4号、玖珠町健康づくり推進条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、玖珠町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、玖珠町地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定につい

て、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、玖珠町情報公開条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、玖珠町行政手続条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号、玖珠町有財産条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高田修治君) 起立多数です。着席ください。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、玖珠町道路占用料徴収条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、玖珠町介護保険条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決しました。

議案第18号、玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号、玖珠町立幼稚園の授業料徴収条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号、玖珠町消防団条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決することに決しました。

議案第23号、玖珠町保育の実施に関する条例の廃止について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決することに決しました。

議案第24号、玖珠町と豊後高田市との証明書等の交付等に係る事務委託に関する協議について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号、平成27年度玖珠町一般会計予算について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第31号から議案第36号までの6議案は、平成27年度特別会計及び水道事業会計の予算であります。別に反対意見の発言ありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第31号から議案第36号までの6議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第31号から議案第36号までの6議案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第37号、平成26年度玖珠町一般会計予算（第6号）について、別に反対意見の発言ありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第37号について、原案のとおり賛成される方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第37号については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6 議員派遣について

○議 長（高田修治君） 日程第6、議員派遣について議題といたします。

今定例会より6月定例会まで、別紙議員派遣について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第7 委員会の継続審査の付託について

○議 長（高田修治君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査の付託についてお諮りします。

委員会の閉会中の継続審査の付託について、議会運営委員会及び各特別委員会の委員長から委員会所管事務及び目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により閉会中においてもなお継続審査したい旨の申し出がありましたので、これを議題といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、お手元にお配りしました継続審査表のように、閉会中にそれぞれの委員会が所管事務について継続審査を行うことにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び基地対策特別委員会及び中学校統合調査検討特別委員会の委員長からの申し出のとおり、閉会中においても所管事務について継続審査を行うことに決定いたしました。

日程第8 議員発議

- ・ 玖珠町議会委員会条例の一部改正（案）について
- ・ 玖珠町議会会議規則の一部改正（案）について
- ・ 玖珠町議会傍聴規則の一部改正（案）について
- ・ 玖珠町議会運営委員会規程の一部改正（案）について

○議長（高田修治君） 日程第8、議員発議を議題といたします。

お手元に配付しております発議第1号から発議第4号が提出されています。これを直ちに議題といたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第1号から発議第4号まで一括して、提案者から説明を求めます。

提案者、宿利俊行君。

○12番（宿利俊行君）

発議第1号

平成27年3月18日

玖珠町議会

議長 高田修治 殿

提出者	玖珠町議会議員	宿利俊行
賛成者	々	松本義臣
々	々	石井龍文
々	々	大谷徹子

玖珠町議会委員会条例の一部改正について

玖珠町議会委員会条例の一部を改正する条例

標記の議案について、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条2項の規定により提出します。

（理由）

議員定数削減に伴う委員会構成の見直しと、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたため、提出するものである。

新旧対照表は次のページになりますので、ご参照願います。

発議第 2 号

平成27年 3 月18日

玖珠町議会

議 長 高 田 修 治 殿

提出者	玖珠町議会議員	宿 利 俊 行
賛成者	々	松 本 義 臣
々	々	石 井 龍 文
々	々	大 谷 徹 子

玖珠町議会会議規則の一部改正について

玖珠町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条 2 項の規定により提出します。

(理 由)

会議規則の見直しに伴い、一部を改正するものである。

次に新旧対照表がありますので、ご参照願います。

発議第 3 号

平成27年 3 月18日

玖珠町議会

議 長 高 田 修 治 殿

提出者	玖珠町議会議員	宿 利 俊 行
賛成者	々	松 本 義 臣
々	々	石 井 龍 文
々	々	大 谷 徹 子

玖珠町議会傍聴規則の一部改正について

玖珠町議会傍聴規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条2項の規定により提出します。

(理 由)

会議規則の見直しに伴い、傍聴規則の一部を改正するものである。

新旧対照表は次のページにありますので、ご参照願います。

発議第4号

平成27年3月18日

玖珠町議会

議 長 高 田 修 治 殿

提出者	玖珠町議会議員	宿 利 俊 行
賛成者	々	松 本 義 臣
々	々	石 井 龍 文
々	々	大 谷 徹 子

玖珠町議会運営委員会規程の一部改正について

玖珠町議会運営委員会規程の一部を改正する規程

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条2項の規定により提出します。

(理 由)

議員定数削減による委員会条例の一部改正に伴い、規程の一部を改正するものである。

別紙に新旧対照表がありますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議 長（高田修治君） これで提出者の説明が終わりました。

これに対して、発議第1号から第4号まで一括して質疑を受けたいと思いますが、ようございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

質疑ある方、お願いします。

(な し)

○議 長（高田修治君） ありませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第1号、玖珠町議会委員会条例の一部改正について、賛成の意見ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 反対意見ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 発議第2号、玖珠町議会会議規則の一部改正について、賛成の意見ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 反対意見ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 発議第3号、玖珠町議会傍聴規則の一部改正について、賛成の意見ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 反対意見ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 発議第4号、玖珠町議会運営委員会規程の一部改正について、賛成意見の発言ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 反対意見の発言ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第1号から第4号まで一括して採決いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号より第4号までの賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（高田修治君） 起立全員です。

よって、発議第1号から4号については、可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 平成27年第1回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る3月3日から本日18日まで16日間の会期でございましたが、議員の皆様方には、年度末の公私ともお忙しい中にもかかわらずご出席いただき、ご提案申し上げました平成27年度一般会計当初予算など議案36件、また追加議案1件につきまして、慎重かつ熱心にご審議を賜り、継続審査となった1件を除き、いずれの案件もご承認していただきましたことにつきまして、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、今定例会では、本会議を初め各常任委員会や予算特別委員会などの審議の過程におきまして、本町が直面するさまざまな課題につきましても熱心なご議論と多くのご意見・ご示唆を賜ったところでございます。いただきました貴重なご意見・ご提言につきましては、これを真摯に受けとめ、新年度の町政執行に生かしてまいりたいと思っております。

さて、4月からは新たな年度が始まります。町政運営の基本方針の中で申し上げましたが、本年は町制施行60周年を迎えました。町民の皆様とともに協働した行政運営に努め、暮らしやすい、活力あるまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

終わりにになりましたが、今年は統一地方選挙の年でございます。4月12日は、大分県知事並びに県議会議員選挙が行われ、引き続き4月26日には、玖珠町議会議員選挙が行われます。

議員各位におかれましては、この4年間、人口減少・少子高齢化が急速に進む中、地方自治を取り巻く環境が極めて厳しい情勢下にあつて、本町のまちづくりのためにご尽力いただきました。ここに改めて感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

今期をもって議員をご勇退される議員さんもおられます。長年のご活躍に敬意を表しますとともに、これまでの活動を通じて得た高い見識をもちまして、今後とも本町の振興と発展のため、ご尽力賜りますよう心からお願い申し上げます。

また、再度町民の皆様のご審判を受けられることを決意された議員の皆さんにおかれましては、ぜひご奮闘していただき、再びこの議場でお会いできることを心からお祈りいたします。

今週末の21日は春分の日でございます。これから春本番の季節となりますが、まだまだ三寒四温と、季節の変わり目でございます。議員皆様におかれましては、ご健康に十分ご留意され、町政発展のため、ますますご活躍されますようご祈念申し上げ、引き続きご協力をお願い申し上げます。本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議 長（高田修治君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成27年第1回定例会は、去る3月3日開会以来本日まで16日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におきましても終始極めて真剣な審議をいただき、いずれも重要な案件を適切、妥当な結論を得ましたことを、また、加えまして議会運営にご協力いただきましたことを感謝申し上げます。

なお、今議会におきまして、執行部におかれましては、議員から出されましたさまざまな質疑、意見・要望に、これを真摯に受けとめ、執行に反映させていただきたいと思います。

特に、国が支援する地域創生による地元経済の活性化や地元業者の育成、子育て支援など、特段の配慮をされるよう議会からも申し添えたいと思います。

また、この3月31日付をもちまして定年を迎えられます河島総務課長、平井建設水道課長、さらに今季で退職されます職員の皆様には、長きにわたり町政発展のため尽力をいただきましたことを議会を代表して心からお礼を申し上げます。本当に長い間お疲れでございました。今後どうぞよろしく、まちづくりについて格段のご協力をお願い申し上げます。

さて、議員で協議を進めております議会改革につきましては、次回の町議選より定数を14名に削減し、これから訪れる少子高齢化、人口減少に対応すべく一定の結論を出したところでございます。

これからもよりよい玖珠町づくりを目指し、皆様とともに努力をしまいたいと思います。

これをもちまして、平成27年第1回玖珠町議会定例会を閉会いたします。ご協力大変ありがとうございました。

午前11時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年3月18日

玖 珠 町 議 会 議 長 高 田 修 治

署 名 議 員 中 川 英 則

署 名 議 員 清 藤 一 憲